

平成27年6月25日

広島市議会議長

永田雅紀様

提出者

広島市議会議員

太田憲二 若林新三

山内正晃 山本昌宏

安全保障関連法案の慎重な審議を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
外務大臣	
防衛大臣	

広島市議会議長名

安全保障関連法案の慎重な審議を求める意見書案

今年、日本は第二次世界大戦終結から70年の節目の年を迎え、広島市は被爆から70年目を迎えます。

広島市としては、原爆犠牲者の慰霊に改めて鎮魂の祈りをささげるとともに、被爆者の援護、被爆体験の共有など平和施策を推し進め、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、全力を尽くす決意を新たにした年でもあります。

そうした中、政府は2015年5月、周辺事態安全確保法、自衛隊法など改正10法案を一括した、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案（以下「安全保障関連法案」という。）を閣議決定しました。

安全保障関連法案においては、「存立危機事態」という新たな概念の導入、また、周辺事態安全確保法改正案における「周辺」概念の撤廃などが含まれ、自衛隊の活動内容と範囲が歯止めなく拡大していく懸念があります。

また、多くの憲法学者が政府案を違憲であると批判していることに対し、政府は説得力のある説明ができていません。

加えて、法改正に伴い、国民の生活や権利にどのような影響があるのか、という疑問、また、自衛隊員のリスクの増大懸念などに対し、国民の目線での説明が不足しています。

安全保障関連法案は憲法及び国の基本政策に関わる重要課題であることから、多くの国民がその内容を理解した上で、合意形成を図りながら進められるべきものであり、疑問や不安の解消を求める国民の声に対し、政府は真摯に答えていく必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、安全保障関連法案に対するこうした国民の声

を真摯に受け止め、丁寧な説明を行うとともに、審議を慎重かつ丁寧に進めるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。